



こんにちは、キスモ保険担当の中川 順平です。ジメジメした梅雨がまだ続きそうです。いかがお過ごしでしょうか。私は除湿機を使うか乾燥機を使うか、洗濯物や部屋のカビ対策に頭を悩ませております。さて今回は、自転車に関わる「リスク」を今一度お伝えさせていただきます。自転車の交通ルールが、より厳しくなりましたが、車を運転される皆さまにも関わってまいります。車対自転車の事故は、車の過失が大きいですが、自転車にも責任が伴いますので、ご確認ください。



KISMO保険担当社員
中川 順平

資格：損害保険プランナー
シニア・ライフ・コンサルタント
T-PEC認定プロデューサー

わたしがご提案します！

自転車にはさまざまな危険が潜んでいます。自分がケガをするだけでなく、歩行者をケガさせたり、財物(車など)を壊したりするケースもあります。自転車のリスクをしっかりと認識しましょう。

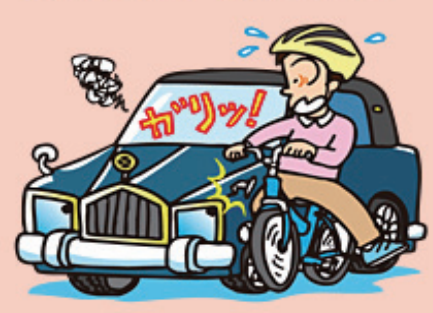
● **自分がケガをする**



● **他人にケガをさせる**



● **財物を壊す(損害を与える)**



自転車だから大丈夫。事故を起こしたとしても大事には至らない…。そんな軽はずみな気持ちで、死傷者を出す重大な事故につながります。自転車は車両の一種(軽車両)です。法律違反をして 事故を起こすと、自転車利用者は刑事上の責任が問われます。また相手にケガを負わせた場合、 民事上の損害賠償責任も発生します。

刑事上の責任

相手を死傷させた場合、
「重過失致死傷罪」となります。

民事上の責任

被害者に対する、
損害賠償の責任を負います。

最近のニュースでも話題になったことがあります。小学生のお子様に乗った自転車とぶつかった女性が頭蓋骨骨折の重傷を負い、意識が戻らない状態となった事故では、裁判で親御さんに一億円近い損害賠償請求がなされたケースもあります。人にぶつかり数千万円の賠償金が発生するケースや傘さし運転をして前が見えず自動車にぶつかる事故も多く発生しているようです。自動車でも数十万円の支払いを求められるケースもあります。これから夏に向け外で活動する機会も増えてくると思います。夏休みには自転車で活動するお子様もたくさんいらっしゃるでしょう。自転車のスピードでもぶつかる衝撃は相当のものです。万が一が起こってからでは遅いので、起こる前に備える必要があります。

わずかな負担で大きな備えとなる保険が「個人賠償責任保険」です。一家に一つ加入するだけでご家族を守ることが出来ます。自動車・火災・傷害・共済などいろいろな保険に付帯することもできますが、自動車保険に付帯すると、年間1,000円から2,000円ほどの保険料で保険金額無制限の補償を得ることもでき、保険会社の「示談交渉サービス」も付きます。一度ご自身の保険内容をご確認されてはいかがでしょうか。確認のお手伝いはお気軽にスタッフにお声かけください！